

# 土木工事積算基準 間接工事費率の改正について

(前) 国土交通省大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 ながまつ よしたか  
永松 義敬



## 1. はじめに

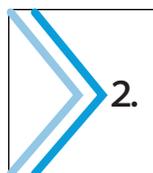
近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）から5割以上の減少になっています。過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような状況の中で、例えば、低価格による受注が行われた場合には、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されるところです。このため、一つ一つの工事について、適正価格で契約をする取り組みが求められるところです。

適正価格で契約をするために、発注者が算出する予定価格は、過去の取引の実例価格等に基づき、標準的な単価等を用いて算出しています。

具体的には、土木請負工事工事費積算要領および土木請負工事工事費積算基準（いわゆる土木工事標準積算基準）を定め、標準歩掛等について、定期的な実態調査結果を踏まえて、適宜改正等を行ってきたところです。

本稿では、土木工事積算基準のうち間接工事費率の平成24年度の改正内容について、説明させていただきます。



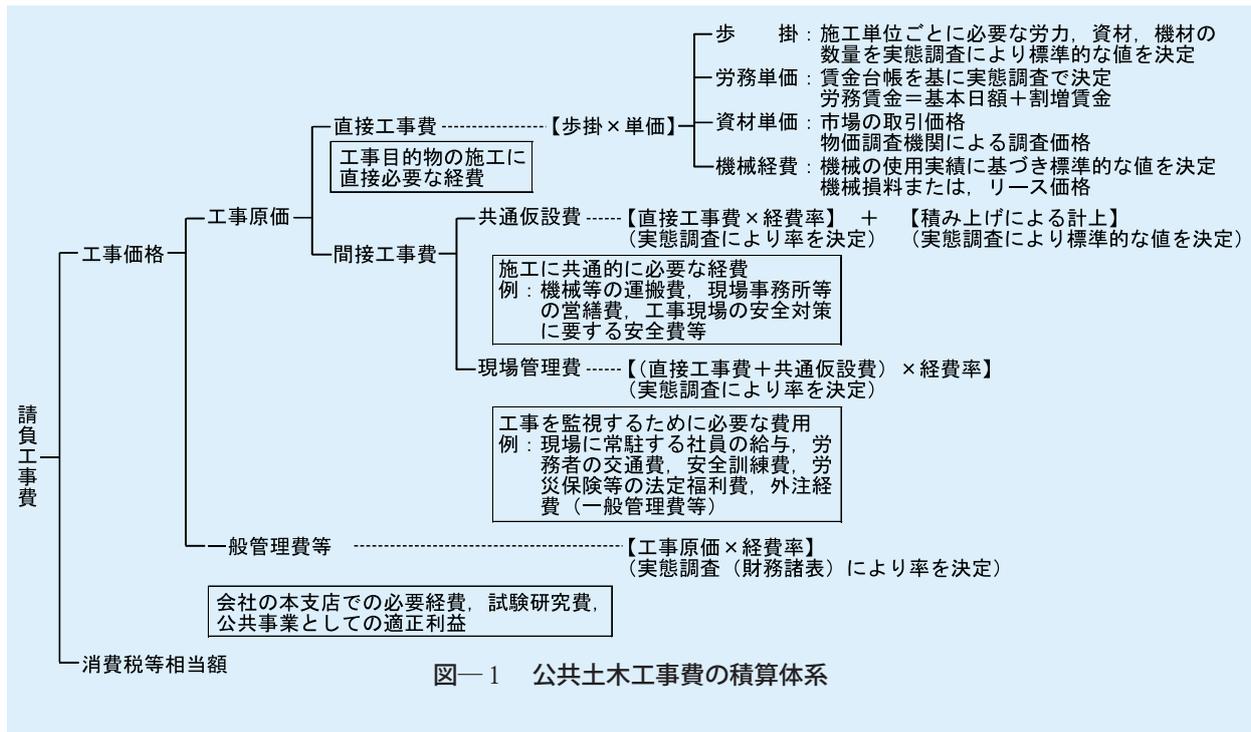
## 2. 土木工事の積算体系

公共工事の積算に当たっては、標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い、できる限り実態に沿った積算基準を整備しています。

公共土木工事の積算体系は、直接工事費および共通仮設費と現場管理費からなる間接工事費ならびに一般管理費等と消費税相当額から構成されています。

この中で、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の積算は、直接工事費、純工事費（直接工事費＋共通仮設費）、工事原価（純工事費＋現場管理費）におおのの諸経費率を乗じて算出する方法を用いています。

共通仮設費、現場管理費ならびに一般管理費等の諸経費については、現場で必要な経費の実態調査や企業の財務諸表の実態調査を毎年実施し、その結果等をもとに必要に応じて諸経費の率式の改訂を行っています。



### 3. 平成24年度諸経費率に係る改正点

#### (1) 建設業における社会保険未加入対策の取り組みへの対応

建設産業においては、下請企業を中心に、年金、医療、雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利となる矛盾した状況が生じています。

平成23年6月には、建設産業戦略会議の「建設産業の再生と発展のための方策2011」において、行政、元請企業および下請企業が一体となって保険加入徹底に取り組んでいくことが示されました。これを受け、平成23年10月から、学識経験者、関係業界団体、関係労働者団体で構成する「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」を開催し、対策の具体化に向けた検討を行い、平成24年2月に法定福利費の確保については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるこ

とを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とされたところです。

一方で、現在の公共工事の積算では、法定福利費の事業主負担分については、予算決算及び会計令第80条第2項の規定で「取引の実例価格」等を考慮して定めるとされていることから、間接工事費等諸経費動向調査による法定福利費の支払い額に基づき、現場管理費率式の一部として計上していたところです。

今般、保険未加入企業への行政による確認や、元請企業による下請指導など各種施策が平成24年度途中から具体的実施されることから、積算に当たっても、本来事業者が負担すべき法定福利費分を適切に計上できるように、現場管理費率式について検討を行い、現場管理費率式を改正することとしました。

その改訂後の率式等は、表一に示すとおりです。

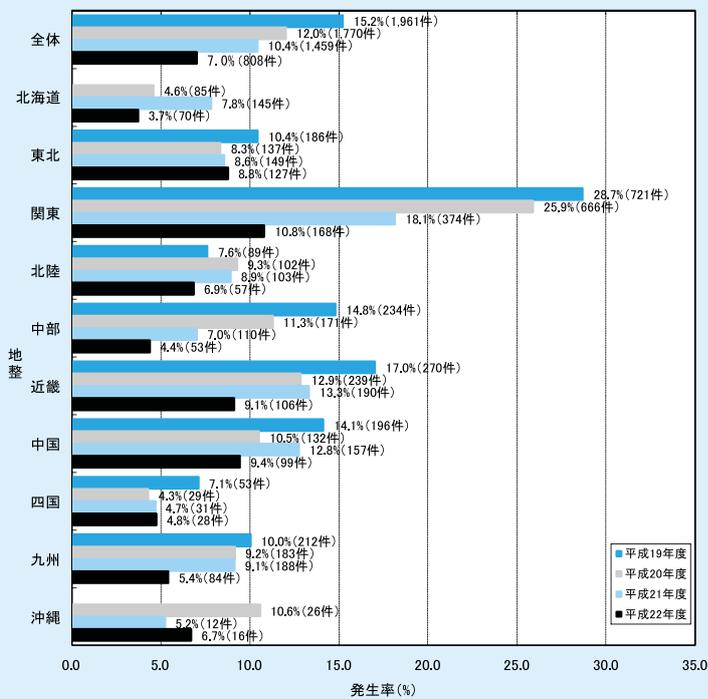
#### (2) 不調・不落工事に対する積算上の取り組み

##### ① 不調・不落工事の発生状況

近年の入札契約において、不調・不落となる工

表-1

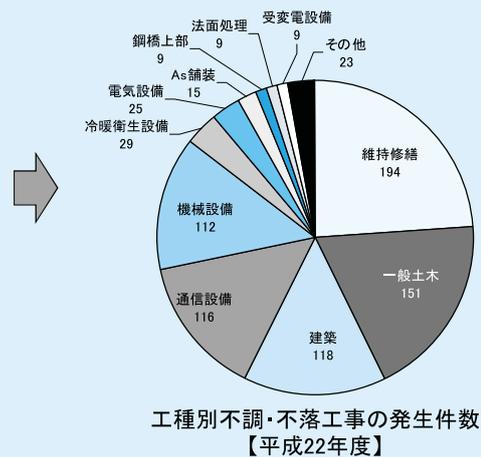
工種	現行率式 ( $J_0 = A \cdot Np^b$ )	改正後率式				
		上・下限値		上・下限値率		
		下限値	上限値	下限値率	上限値率	
河川工事	$=832.3 \times Np^{-0.1979}$	$=862.8 \times Np^{-0.1979}$	700万円	10億円	38.13%	14.28%
河川・道路構造物工事	$=38.7 \times Np^{-0.0276}$	$=40.0 \times Np^{-0.0276}$	700万円	10億円	25.89%	22.58%
海岸工事	$=76.4 \times Np^{-0.0735}$	$=78.3 \times Np^{-0.0735}$	700万円	10億円	24.58%	17.07%
道路改良工事	$=56.2 \times Np^{-0.0427}$	$=57.8 \times Np^{-0.0426}$	700万円	10億円	29.53%	23.91%
鋼橋架設工事	$=77.5 \times Np^{-0.0519}$	$=81.6 \times Np^{-0.0518}$	700万円	10億円	36.07%	27.89%
PC橋工事	$=82.2 \times Np^{-0.0733}$	$=88.1 \times Np^{-0.0732}$	700万円	10億円	27.79%	19.33%
舗装工事	$=460.4 \times Np^{-0.1639}$	$=480.3 \times Np^{-0.1639}$	700万円	10億円	36.27%	16.08%
砂防・地すべり等工事	$=959.4 \times Np^{-0.2019}$	$=987.6 \times Np^{-0.2019}$	700万円	10億円	40.98%	15.05%
公園工事	$=282.4 \times Np^{-0.1283}$	$=293.3 \times Np^{-0.1282}$	700万円	10億円	38.88%	20.58%
電線共同溝工事	$=1,581.6 \times Np^{-0.2185}$	$=1,686.2 \times Np^{-0.2185}$	700万円	10億円	53.77%	18.18%
情報BOX工事	$=1,177.3 \times Np^{-0.2042}$	$=1,214.2 \times Np^{-0.2043}$	700万円	10億円	48.51%	17.60%
道路維持工事	$=253.5 \times Np^{-0.1191}$	$=264.7 \times Np^{-0.1191}$	700万円	1億円	40.50%	29.51%
河川維持工事	$=133.0 \times Np^{-0.0904}$	$=142.6 \times Np^{-0.0904}$	700万円	1億円	34.30%	26.97%
共同溝等工事(1)	$=282.8 \times Np^{-0.1145}$	$=290.8 \times Np^{-0.1145}$	1,000万円	20億円	45.93%	25.04%
共同溝等工事(2)	$=83.9 \times Np^{-0.0557}$	$=85.9 \times Np^{-0.0557}$	1,000万円	20億円	35.00%	26.06%
トンネル工事	$=154.4 \times Np^{-0.0841}$	$=159.6 \times Np^{-0.0841}$	1,000万円	20億円	41.15%	26.35%
コンクリートダム工事	$=223.9 \times Np^{-0.1208}$	$=229.7 \times Np^{-0.1208}$	3億円	50億円	21.73%	15.47%
フィルダム工事	$=121.9 \times Np^{-0.0698}$	$=123.8 \times Np^{-0.0698}$	3億円	50億円	31.70%	26.05%
下水道工事(1)	$=33.1 \times Np^{-0.0094}$	$=35.3 \times Np^{-0.0095}$	1,000万円	20億円	30.29%	28.80%
下水道工事(2)	$=160.8 \times Np^{-0.0977}$	$=166.3 \times Np^{-0.0977}$	1,000万円	20億円	34.43%	20.52%
下水道工事(3)	$=36.9 \times Np^{-0.0164}$	$=38.7 \times Np^{-0.0164}$	1,000万円	20億円	29.71%	27.24%



(注) 平成19年度は北海道、沖縄を除いた実績

地方整備局別 不調・不落工事の発生状況  
【平成19～22年度件数ベース】

図-2



事は低下傾向にあり、平成22年度では7%まで下落していますが、維持修繕工事は依然として不調不落の発生件数割合が多い状況です。

## ② 間接工事費の大都市補正

共通仮設費は、工事の施工において共通的に必要な経費であり、具体的には、機械等の運搬費、工事現場の安全対策費、技術管理費、現場事務所等の営繕費等です。これら費用の多くは、直接工事費等から算出した対象額に関する率で計算されていますが、大都市部の工事で不調・不落の多い工事では、実態に合わないとの意見があります。

また、現場管理費は、工事監理を実施するために必要な経費であり、具体的には、工事監理を行う従業員の給料手当、安全訓練費、現場従業員の法定福利費等です。これについても、対象に対する率で計算されていますが、同様に実態に合わないとの意見があります。

このため、これらの経費について、実態調査結果に基づき、平成21年度より3大都市（東京特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事を対象に大都市補正を導入し、平成22年度および平成23年度において、その適用地域の拡大を行ったところです。平成24年度についても、実態調査結果に基づき適用地域の拡大を行うこととしました。

具体的には、埼玉県川口市および草加市、東京都八王子市、静岡県静岡市を新たに適用地域として拡大するものです。

適用地区：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京都特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、

芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地

対象工事区分：鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事

補正係数：共通仮設費で1.5、現場管理費で1.2を直接工事費等から算出した対象額ごとに求めた標準的な率に乘じるものとします。

## 4. 「施工パッケージ型積算方式」の試行導入について

国土交通省では、平成16年度からユニットプライス型積算方式の試行に取り組んできたところですが、今般、試行の結果を踏まえ、積算効率化の一層の促進と試行の結果から得られた課題を改良した新たな積算方式として、「施工パッケージ型積算方式」を平成24年10月1日以降に入札する土木工事から試行導入することとしたところです。

## 5. おわりに

冒頭でも述べましたが、建設投資額はピーク時から5割以上も減少し、過当競争の激化等もあり、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

しかし、社会資本の整備、維持管理を的確に行うためにも、実際に現場で工事に携わられている方々の実態をより適切に反映した積算基準とすることが、よりよい社会資本の整備等にも重要であると認識しており、今後も施工の実態調査を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改正するなど、工事価格の適正化を図っていきたいと考えています。